

福井県介護ロボット導入支援事業補助金交付要領

(通則)

第1条

福井県介護ロボット導入支援事業補助金（以下、「補助金」という。）は、地域医療介護総合確保基金を活用し、県内介護保険事業者が介護ロボットを導入するために要する経費について、その一部を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については「福井県補助金等交付規則」（昭和46年4月1日福井県規則20号）および「福井県健康福祉部長寿福祉課所管補助金等交付要綱」の規定によるほか、この要領の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条

現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効であるが、価格が高額である。そこで、介護ロボットを導入する介護保険事業者に対し、その導入に要する経費の一部を補助することで、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、負担軽減のための介護ロボット導入計画に基づく先駆的な取組みを行う事業者に対する支援を行うことを目的とする。

(交付の対象者)

第3条

この補助金の対象者は、福井県内で介護保険法上の指定または許可を受けた事業所で、介護ロボットを新たに導入する者（以下、「補助事業者」という。）とする。

(機器の対象範囲)

第4条

介護ロボットとは、次の i から iii の全ての要件を満たすものであること。

i 目的要件

日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること

ii 技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

・ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度以降は「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット

iii 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

（補助対象事業）

第5条

補助金の対象経費は、介護ロボットの購入またはレンタル、リースに係る経費とし、以下のものは補助対象経費から除くものとする。

ア 消費税および地方消費税

イ 保険料

ウ 機器のメンテナンスに要する経費

エ 交付決定前に購入またはレンタル、リース契約を締結したもの

オ 導入翌年度以降のレンタル、リースに要する経費

カ その他本事業として適当と認められない経費

（補助額等）

第6条

1 補助額

1 機器につき導入経費の2分の1（補助限度額30万円。1,000円未満切り捨て）を補助するものとする。

レンタル・リースの方法による導入の場合は、原則3年以上の契約を締結するものとし、この場合において対象となる導入経費は、初期費用と当該年度分のレンタル料、リース料の総額とする。

2 補助限度台数

・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数の小数点以下を切り上げた数を限度台数とする。

・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数の小数点以下を切り上げた数を限度台数とする。

3 補助上限額

補助上限額は1事業所につき100万円とする。（上記（1）、（2）によって算出された補助額の合計と100万円を比較し、いずれか低い額を補助額とする）

4 介護ロボット導入計画との関係

1計画につき、1回の補助とする。

(補助金交付申請)

第7条

補助金の交付を受けようとする者は、以下のとおり補助金交付申請書に関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

・必要提出書類

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 介護ロボット導入計画書 ※
- (3) 補助金所要額調書
- (4) 歳入歳出予算書抄本
- (5) 事業所の利用定員数が分かる書類
- (6) 導入する介護ロボットの概要が分かる資料(カタログ等)
- (7) 県税の納税状況の確認に関する書類
- (8) 地方消費税の納税証明書
- (9) 債権債務者登録申請書
- (10) その他知事が必要と認める書類

※ 当該計画については、導入後3年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことではほかの介護施設等の参考となるべき内容とすること。

(補助金の交付決定)

第8条

知事は、前条の申請書の提出を受けた場合、予算の範囲内で交付する補助事業者を決定し、交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条

補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- 1 補助事業者は、介護ロボット導入計画の変更等の補助対象事業の内容の変更(補助事業の中止または廃止を含む。)をする場合または補助対象事業に要する経費の変更(補助金の交付決定額の20%以内の減額による変更の場合を除く。)をする場合には、補助金変更承認申請書(様式第2号)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付の目的の達成および事業の効率的な執行に支障を及ぼさない細部の変更は除くものとする。
- 2 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合または補助対象事業の遂行が困難になった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けなければ

ばならない。

- 3 知事は、補助事業者が購入により導入した介護ロボットを3年を経ずして処分した場合、または介護ロボットをレンタル、リースにより導入した場合で、その契約を3年を経ずして解除した場合は、既に交付を行った補助金の全額を返還させることができる。ただし、レンタル、リースにより導入した介護ロボットを購入するために当該介護ロボットに係る契約を解除した場合は、この限りでない。
- 4 他の補助金等を受けて導入する介護ロボットについては、本事業における補助の対象とはならない。

(実績報告書の提出)

第10条

第8条の規定により交付決定を受けた補助事業者は、事業完了日から1か月を経過した日、または翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、下記のとおり実績報告書に係る書類を添えて知事に提出しなければならない。

・必要提出書類

- (1) 補助金実績報告書(様式第3号)
- (2) 介護ロボット導入実績報告書 ※
- (3) 補助金精算額調書
- (4) 歳入歳出決算(見込)書抄本
- (5) 導入した介護ロボットに係る契約書等の写し
- (6) 導入した介護ロボットに係る領収書または振込控えの写し
- (7) 導入した介護ロボットの写真
- (8) その他知事が必要と認める書類

※ 当該報告書は導入効果に関する報告が含まれるものであり、導入によって得られた効果に関するデータが客観的な評価指標に基づいて示されるものでなければならない。

(例. 介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者(利用者)の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなどほかの介護施設等の参考となるべき内容)

(額の確定)

第11条

知事は、補助事業者より前条の実績報告書の提出を受け、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに額の確定通知(様式第8号)により補助金額の確定を行う。

(補助金の請求)

第12条

前条の規定により額の確定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(様式第4号)を知事に提出するものとする。また、知事は、当該請求書の提出を受けた場合には、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(交付決定の取消)

第13条

知事は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、第8条の規定により交付決定を行った補助金の全部または一部を取り消すことができるものとする。

附則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。